

胎内市地域包括支援センターの事業運営の見直しについて

令和6年4月より、医療法人社団共生会が新たに地域包括支援センターを設置し、現在、市直営の地域包括支援センターが行っている業務の一部を委託する。

併せて、市直営の地域包括支援センターは、令和6年度に廃止する。

1 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

2 現在の地域包括支援センターの設置・運営について

(1) 担当地区制

(2) 市内4か所 市直営 :1か所 胎内市 地域包括支援センターみらい
委託 :3か所 社会福祉法人 胎内市社会福祉協議会
医療法人愛広会 中条愛広苑
医療法人白日会 やまぼうし

3 胎内市地域包括支援センターみらいの担当地区について

担当地区:築地地区(高畑・宮瀬・鴻ノ巣・笹口浜を除く)、西本町

担当地区の状況		令和5年度実績より
人口		4,631人
65歳以上人口(高齢化率)		1,721人(37.2%)
75歳以上人口(後期高齢化率)		962人(20.8%)
要介護認定者(要介護認定率)		335人(20.6%)
(再)要支援1,2認定者(要支援認定率)		77人(4.5%)
給付管理 ケアプラン作成	介護予防支援	549件(うち委託364件)
	介護予防ケアマネジメント	114件(うち委託27件)

4 胎内市地域包括支援センターみらいで行っている事業の委託について

(1) 委託事業 ・包括的支援事業

(総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務)

・地域介護予防活動支援事業

・認知症高齢者見守り事業

(2) 委託時期 令和6年4月から

(3) 委託理由 専門職の人材確保と医療と介護の両面の充実、連携強化を図るため

5 新設する地域包括支援センターの設置・運営について

(1) 委託先 医療法人社団共生会

(2) 設置場所 ちゅーりっぷ苑 さくら

(3) 職員配置 指定3職種(各1名)

主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師または保健師に準ずる者※

※地域ケア、地域保健等に経験のある看護師

(4) 地区担当 胎内市地域包括支援センターみらいの担当地区を引き継ぐ

(5) 業務内容 委託する3事業

指定介護予防事業者となり、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施

6 委託後における市の役割について

市は、統括的機能を継続し、委託センター間の総合調整、後方支援や連携を強化するとともに、効果的かつ効率的な事業運営と業務改善、人材育成、資質向上に努め、市民と関係者が共に学び合える環境を整えることを主な役割とする。

引き続き行っていく業務		内容
①	総合相談支援	市としても市民の声を直接お聞きし、行政の役割を果たし、必要な支援の提供や関係機関や地域との総合調整等を行う体制を継続する
②	福祉まるごと相談	
③	権利擁護	措置業務、成年後見制度の市長申立て、高齢者虐待防止ネットワーク、高齢者虐待困難事例の対応等
④	包括的・継続的ケアマネジメント支援	市は、様々な課題を集約し、公益性、協働性の視点で課題解決していく体制を構築し、地域の実情に応じて推進する
⑤	地域ケア会議の推進	多職種が協働して、個別会議で出された課題の分析等を行い、地域に共通した課題を明確化し、共有された課題の解決のための必要な資源開発や地域づくり、介護保険事業計画等の政策形成につなげていく
⑥	介護予防の推進	介護予防活動は市の重点課題として位置づけ、推進していく必要がある。市のリハビリ専門職が中心となり、関係者や委託先のリハビリ専門職等と連携しながら、把握された高齢者の課題分析を行い、必要なサービスの整理、創出し、地域の実情に合わせた介護予防の推進を図る
⑦	地域リハビリテーション活動支援	
⑧	地域介護予防活動支援	地域の希望に応じ、市が活動支援できる体制を継続するとともに、地域における多様なサービスの担い手育成事業を継続する
⑨	生活支援体制整備	生活支援コーディネーターの連携強化、後方支援を行い、市として協議体を開催し、介護予防、生活支援体制整備の取組みを強化する
⑩	認知症総合支援	市が取り組むべき重要な施策である
⑪	在宅医療・介護連携推進	適切かつ効果的に医師会や医療職との連携を強化する
⑫	地域包括支援センター業務評価	公正・中立的な運営と地域包括ケアシステム推進に向けスキルアップを図る

7 今後について

人口減少による担い手不足、高齢化の進展による多種多様な地域課題に対応するため、医療と介護の連携は大きな課題であり、地域において、入院医療で「治す」ことに特化した機能だけでなく、在宅医療や外来医療を含め「治し、支える」医療と、住まい、介護サービス、生活面での支援とが連動し、提供される体制づくりが求められている。

市直営の地域包括支援センターは、令和6年度内に事業所としては廃止するが、まるごと相談をはじめとする相談支援や認知症総合事業、介護予防事業、地域包括ケアシステムの強化等に関する業務は、現在の係を残し、引き続き市が主体となり行っていく。

また、担当地区は、各センターの第1号被保険者数に対する人員配置数等を勘案し、できるだけ均衡が図れるよう見直しを検討していくこととする。